

質問と大方の回答	質問の根拠	森寫
<p>A. HLW 処分事業関連</p> <p>1. a. 処分事業が“地域との対応” に関して原子力発電所などと 異なる特性</p> <p>事業終了後、埋め戻してしまう のか、坑道を保管していくのか わかっていない</p> <p>不安定な期間が長い。管理下か らはずされる時間が曖昧</p> <p>b. ご専門の立場から特に留意す べき事項</p> <p>処分場のイメージわからない 世代間の分担決まっていない。</p> <p>管理の期間、影響の範囲、縦坑 どのくらいもつのかなど技術的 問題もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> HLWは原発の理解と逆になっている。原発は国民的な理解は困難。HLWは地元の合意と理解をほとんど得られない。立地点は一所程度で相談相手がいらない、孤独の中での立地展開となる。 不特定のPAにとどまらないで、シンパサイザーがいた方がいい。孤独で悩んでいる人に、相互に横の連絡必要。PAとは別に地域起こし、産業起こしの横の連絡ほとんどない。 	<ul style="list-style-type: none"> 高レベル廃棄物処分について国民は原子力発電所以上に知らない。 処分事業は地元の労働力を吸収する力はない。 事業終了後、埋め戻してしまうのか、坑道を保管していくのかわかっていないが、200~500年のオーダーになる。わかっていない点が多いが、その点どう安心していただくか。 原発と違う点は、知られていないだけに処分場について原発を知ってもらうより難しい。一般の人は原子力より不安感をもっと強い。 地域との対応の前に、一般の人々に処分の必要性、安全性(危険性)あるいは地元でどういうプラスがあるのかも含め全部情報をだすことが必要。 すでに発生した7,000本はしょうがない。原発をフェーズアウトし、処分を考えるといわれる。 地元の説得のためには、過疎のところは想定できるので若者の定着の問題がある。雇用も少なくアプローチのイメージがない。 地元との取っ掛りがむづかしい。そのうえ、処分場は無人島などとなると相手が見えない。

(地)

まとめ

注：質問の下のゴシックで示したものは今後明確にすべき点についての大方の意見

川上	田中	その他・関連事項
<ul style="list-style-type: none">解体まで行くと原発も長期だが、高レベルとは性格が違う。不安定な期間が長い。管理下からはずされる時間が曖昧。世代間責任をどうするかといわれているが、問題指摘のみ。どこまで計画として固めるかが、問題として残っている。ある程度固めておかないと説明できない。候補地は一地点ではだめ。4地点位とかいった方がいい。そのくらいでないとな色々なトラブルが今後予想される。着手時の発表の仕方が勝負どころ。 <ul style="list-style-type: none">世代間の分担決まっていない。管理の期間、影響の範囲、縦坑どのくらいもつのかなど技術的問題もある。いずれも今後議論すべき問題だ。	<ul style="list-style-type: none">危険性、リスクパーセプションから放射線のリスクは本質的には同じ。したがって一つでくる。交付金についても同じカテゴリーの延長線としておく。 <ul style="list-style-type: none">交付金は廃棄物も三法で積算できる。同じ尺度で考えることが重要。プロフィットが予想されていることが重要。どのくらいのメリットが市町村に来るかはっきりしないとイケない。立地に限ると PA はつけたし。地元は交付金がもらえるという程度のことしか考えていない。PA は彼らが納得するようなベネフィットを見せ国のおすみつきが必要。マクロ論よりも地域の支援体制も必要。国民合意を得るため攻撃の力をそぐことは必要だが、優先順位は地点に対してだ。	<ul style="list-style-type: none">土から取ったものを土に戻す。自然環境との共生を一義的には考えられる。困難なのは処分地は山林地帯になる可能性もあるが、それを保全するのは今の制度ではムリだ。ボランティア的な国民運動をやっていくなど、利益の前に自然の保全事業の本質的な特性を根底においてやる必要がある。国が山林の保全をながい目でみてやる。最初に提起すべき問題。

<p>2. 「諸制度の整備」(処分懇)としてあげている4点(資金、賠償法・地下利用等、共生、立地プロセス)について現在進められているもの</p> <p>a. 一括制度か、個別制度か b. 議論が残っているのはどれ c. 喫緊の項</p> <p>共生については頭だしのところはやっておく必要はある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業資金は手当中、早々に出る。 ・ 2. 損害賠償法、地下利用制限は詳細は別に法律で定めることになる。 ・ 3. 共生は大事だが、プランニングのところから地域に入ってもらことになるが、孤島になるのか山林になるのかもわかっていない。それほど具体的なものにはならない。あまり議論していないが、頭だしのところはやっておく必要はある。 ・ 4. 選定プロセスについてはきちっと出る。 ・ 2000年の頭に法律を発効させることになる。
<p>3. 「実施主体」には特段に使命感ある人材を集める必要があると考えるが、この点について</p>	<p>電力会社の社員として誇りを持って汚れ仕事をしている。処分事業は誇りがもてるのか。出向制度ではだめだ。すぐにぶつかるのは地点選定の問題だ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使命感というよりそこで暮らせるような環境づくりが必要。地層研究施設、博物館を置く国外とも交流があるなどから、使命感が生まれる。六ヶ所の環境研は優れた研究者を置いている。 ・ 技術的に優秀な人材がPNCと電力からという話はあった。きちっとした認識をもって、目線で議論できる人が必要。
<p>4. 「処分地選定」について複数候補地点⇒予定地⇒処分地という2～3段階システムは首長には過酷な選択を強いる。このブレークスルーの方途は</p> <p>いつから地域共生をやるかを明確に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補からはずされたときどうするかが問題。首長の政治生命がたたれる。 ・ 候補地の段階で地域共生か、いつから地域共生をやるかが問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分懇では応募方式。手を挙げない場合申しこみ方式、事実上応募があるかは問題だ。 ・ 候補地の段階で既存データによりチェック、それから予定地に。こちらからのアプローチがあつて、共生の話があり、手をあげるということだ。首長が困るようなことはないと思う。
<p>5. 立地地域との共生について</p> <p>a. 実施主体が実施すべき「地域共生事業」と国が公的視点から地方自治体を通じて実施されるものがあると思われが、国の姿勢・責任のあり方が不透明(誘致インセンティブあるか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共生事業をいつからやるかにかにかかっている。候補地から予定地になるのに10年。頭出しだけで選定可能か。 ・ 国といったときは各省庁であるが、電源三法は通産が所管。今の補助行政 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生策は何もやらないのではない。予定地選定まで15年かかれば、踏み荒らし料のよなことになる。調査後‘No’とでたとき地元へのコンペンセーションは考えていない。 ・ 事業資金の範囲(処分懇p18)の考え方として実施主体がやる。国がやるべきことはやる。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業法は明確だが、共生のなにかみについては議論されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましさから言えば、一括だ。諸制度の4点それぞれウエイトが違う。責任の所在をはっきりさせる。統合的にサブシステムと考える。 ・ 立法化、法制化の手続きはまだ早い。せいぜい2001年ごろと考えている。 ・ 地下利用制限についてあまり議論されていない。 ・ 共生は事業者が決まらないと絵に描いた餅。地方の首長の議論はあまり聞いていない。 ・ 建造物についての許認可権は県にある。幌延、六ヶ所のヒアリング等必要。情報公開の点からいっても公開の仕組みに取り入れてから法制化の手続きを。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地町村と道県の制度的位置付け ・ 立地町村と近隣市町村との関係(影響圏域、生活圏域含む) ・ 地域管理計画や次世代にわたる人材・文化育成計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使命感には笑った。反対だ。ボーナスを出す、僻地手当などでビジネスとして有能な人を。使命感でろくなもの出来ない。 ・ 地域対応の専門職、研究部門の専門家がつくべきだ。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興策は予備調査の段階では出来ない。予定地(候補地)に決まったとききちっとやる。 ・ 処分懇では議論していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プリマチュアーな質問だ。何がしかの補償か。ナショナルプロジェクトとしてやるわけだが、ここまでくれば心配しなくてもいい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体は政府ではない。主体がなりのをあげていない。誰がどのくらい出資するのかという話になる。お金はその事業の性格を決めてしまう。閉鎖後全部埋めてしまおうとしても、管理責任が付きまとう。監視状態に置くのか、全工程がはっきりしていない。10年くら 	<p>仏では県のレベルで選択が行われ、自治体へ説得が行われる。さまざまな補助金、資金提供はANDRAから。法律で地下研究所が建設される段階で関係の地域に6000万フラン/年=約12億円/年</p>

<p>b. 関係省庁との協力の仕組みについて</p> <p>c. 上記の「地域」の範囲について。とくに「立地地域」以外の制度上関係すると考えられる地域についての議論は</p> <p>d. 国が地域と接触する場面は、個別な地域共生プロジェクト以上に地域計画次元で中・長期期にわたり対応しているか</p> <p>(Ex. 電源三法：施設の整備計画ベース、産炭法：法定地域計画ベース)</p> <p>産炭法は協議が法的に守られている。法律に明記しないと運用は難しい。</p>	<p>がどうなるか不明。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産炭法は共管、協議が法的に守られている。法律に明記しないと運用は難しい。 予定地も処分地と同様が望ましい。フランスが地層研究所を作っていくうえで、処分地法を作っている。 東海村のケースでは文化的盛り上がりがあった。地域交流が生まれた。前六ヶ所村長は研究所が来ると地域に溶け込んで盛り上がり生まれるという発想を持っていた。全体的な地域計画の中でやる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁の仕組み、法律の中に書き込むことはしないが、現段階では国は逃げることにはしないといっている。閉鎖後については国が買い上げる。 一貫した議論は三法の上に乗っている。処分場を作る、共生を実施することで通産が共管を取るという論理は作りにくい。共生事業広げようということで共管は難しい。 実施主体は、少なくとも埋め戻しまで付き合う。国が長期的発想で実施主体と協力してやるナショナルプロジェクトだ。通産が代表して責任を負わないといけない。共生のところだけ共管は無理だ。
<p><u>B. HLW 以外の処理処分について</u></p> <p>HLW、LLW について、直面する諸問題は両方とも共通している点が多いと思うが、制度的には個別に扱われているのか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> LLW は量は問題があるが、処分場できている。医療関係は岩手県などだ。 HLW とは別議論になっている。

<ul style="list-style-type: none"> ・省庁の協力なさ過ぎる。幌延計画が国土計画に書かれていたなら対応違っていた。 ・原発と同じでいいのか。処分影響する範囲について2000年レポートを踏まえて隣接でいいのかどうか判断すべき。技術上不明点がある。 ・ながい目で見たととき特殊法人でやっていけるか、民間の活力で生きて行かなければ。官庁が口をだすことは好ましくない。民間法人ぐらいか。事業終了後国が法的に処分地を引き取るとしている。 	<p>いで埋めた方がいいという話もある。政府の示す期間、額で決まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発の場合海の権利を買い上げる。借地権ということであれば地上権を売ることは可能。国が絡み、電力が絡み、これなら納得するという形で収斂していくのではないか。 ・施設が出来たときインセンティブを与えるため、三法を使える。主体の設立と維持は三法とはまったく違う。 ・通産と関係省庁の関係は明確ではない。国というときはエネ庁だ。どこかの省庁がイニシアティブをとってくれるといいが。 ・電調審・立地部会についてだが、県知事がこれを引き受けるから新幹線をという高望みの方向にいつているので、横並びになるようにもっていけるといい。 ・隣接まで含めないとムリ。アセットをある程度開放して財政的援助はするが、共生のイニシアティブは地元にある。国は金だけ出す。優先順位をつけて三つくらいやる。立ち入って国がやるつもりか。 ・トレードオフ、どこまでトレードオフか。HLW それ自体は何も生まない。固定資産税ではそれだけではイメージわからない。共生も同様、首長もイメージわからない。共生というわかったようでわからないものを考えるのは価値がないという人もいる。 	<p>仏は「放射性廃棄物管理の研究に関する法律」(91.12.)により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物交渉官 ・ANDRAの独立 ・地下研究所候補地選定再開 <p>六ヶ所村の三点セットは電調審にかけていないが、交付金はみなし出力で出している先例はある。</p> <p>立地部会が出来るまでは、地域計画ではなく、立地円滑に効果のある戦略プロジェクトには支払いますというもの。立地部会の建前は地域計画だ。</p> <p>今まではハード、将来的にはソフトといえる。ハードとソフトを関係付けたことをやるべし。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・外国と同じように廃棄物全体を扱うのが理想的。RIは厚生省で、原子力は通産でとばらばらで考えている。解体廃棄物、RI 廃棄物すべて立地問題だ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立法論の立場からいうと一条をいくつかにわけて、国家の政策の一部として扱うという項目をいれ、具体的には別の法律でやるとつなげておけばいい。 	

<p>C. <u>電源立地関係</u>について 立地問題懇談会（12月3日開催） で説明があった、全原協採択決議 について（1.国民の代理人 2.原 子力災害対策特別措置法 3.地域住 民が共感する振興）のご意見</p>		<p>原子力発電関係団体協議会の考え方 について特に意見はなし。</p>
<p><u>その他</u> a. 処分懇や原子力部会での検討 課題をふり返り、とくに民間 サイドで議論すべき点 b. 原産の場で議論すべきと思わ れる点。</p>		<p>・ 塩野先生を座長に情報公開法、モラ ルハザードの研究を。</p>

<p>電源立地については、公聴会制度不十分、内閣府の中に規制の事務局を作る、地域の意見を聞く、市町村をリードしていく等の対応が考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. は現在の法体系はなじまない。法的な権限を代理人が持つことはありえない ・ 2. の特別措置法はあっている。米のFEMAのようなもの ・ 3. は今までもずっとある。ただし利益誘導型だ。巻町のケースは町有地売却に反対し、土建政治ではないものの考えが生まれてきている。地ビールなどでの町おこし、起業家、世代交代が起こっている。巻町のような生き方もある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地問題懇談会でPR館を何とかしろとの指摘があった。核分裂は簡単でいいからバックエンドを充実した展示に改める必要がある。 ・ バックエンドすべてが立地問題。世代間の分担決まっていない。技術的問題もある。立地問題懇談会での議論だ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原産は政府に対してきっちと申し入れる。消費地、利害集団の意見を吸収して為政者に要求するなど。 	<p>三法の9割近くの交付金がハードに流れていた。現在では7割り切っている。交付金と各省庁の持ち出しをバランスする、地元の使い勝手をよくする</p>